

法務省矯総訓第7号

矯正管区長
矯正施設の長
矯正研修所長

矯正臨時報告規則を次のように定める。

令和6年3月29日

法務大臣 小泉龍司
(公印省略)

矯正臨時報告規則

(趣旨)

第1条 矯正管区長、矯正施設（刑事施設、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）の長及び矯正研修所長の行う臨時報告は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(報告先)

第2条 この規則による報告は、別添臨時報告一覧に定めるところにより行うものとする。

附 則

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 矯正臨時報告規程（平成8年法務省矯総訓第520号大臣訓令）は、廃止する。

別添 臨時報告一覧

摘要

臨時報告一覧の報告事項欄に定める事項があったときは、臨時報告様式中に特段の注記をした場合を除き、その都度、遅滞なく報告するものとする。

臨時報告一覧

項目	報告事項	報告者	報告先	報告様式
第1 総務関係				
矯正施設等所在地名等変更報告	矯正管区、矯正施設又は矯正研修所の所在地名等に変更の予定があることを知った場合及び変更が決定した場合、その内容	矯正管区長	矯正局長	第1号
		矯正研修所長	矯正局長 矯正管区長	
第2 作業関係				
1 職業訓練実施報告	職業訓練が終了した場合、訓練の種目名、訓練生の人員その他概要	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第2号
2 刑務作業災害報告	刑務作業による災害が発生した場合、その状況	刑事施設長	矯正管区長	第3号
第3 保安関係				
1 収容定員決定報告	矯正施設を新設した場合、その居室数及び収容定員	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第4号
		少年院長 少年鑑別所長		第5号
2 収容定員変更報告	次の各号に掲げる事由により矯正施設の居室数及び収容定員を変更した場合、その内容 1 建物の増築、改築、模様替え等 2 建物の被災又は減耗 3 用途変更又は種目変更による建物の転用 4 その他の使用目的変更による建物の一時転用	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第6号
		少年院長 少年鑑別所長		第7号
3 無線施設に関する報告	電波法（昭和25年法律第131号）に基づく無線業務に関する次の各号に掲げる事項 1 同法第10条（落成後の検査）又は第73条（検査）の検査時に何らかの指示事項又は口頭での指導事項等があった場合、その内容	矯正施設長	矯正局長 矯正管区長	様式適宜 （2については、総務大臣宛ての届出書等の写しを添付する。）

	2 同法第80条（報告等）の規定による報告をした場合、その内容			
4 事案報告	矯正緊急報告規則（令和6年法務省矯総訓第5号大臣訓令）別添緊急報告一覧第1項により報告した事案の詳細その他報告することが適当と認められる事案の内容（ただし、同項による報告をもって、事案の詳細等てん末を把握できるものを除く。）	矯正施設長	矯正局長 矯正管区長	第8号
5 死刑確定報告	死刑の判決が確定した場合、その内容	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第9号
6 死刑確定者移送報告	死刑確定者を移送した場合、その内容	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第10号
7 死刑確定者特別報告	死刑確定者について次の各号に掲げる事項があった場合、その内容 1 死刑確定者の特異な心身の状況、行状又は言動 2 その他死刑確定者について特に報告することが必要と認められる事項	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第11号
8 死刑執行停止報告	死刑の執行停止の命令があった場合、その内容	刑事施設長	矯正局長 矯正管区長	第12号
第4 医療関係				
1 被収容者死亡報告	被収容者が死亡した場合、その状況（死刑執行による場合を除く。）	矯正施設長	矯正局長 矯正管区長	第13号
2 食中毒調査結果報告	被収容者に食物の摂取による中毒又はその疑いがある者が発生した場合、その原因調査結果及び給食衛生管理の状況	矯正施設長	矯正局長 矯正管区長	第14号